

宮崎県うなぎ稚魚検量実施要領

宮崎県農政水産部

(目的)

第1条 宮崎県うなぎ稚魚検量場設置要領で定める宮崎県うなぎ稚魚検量場（以下「県検量場」という。）におけるうなぎ稚魚の検量の具体的な実施方法について定めることで、漁業許可者が採捕したうなぎ稚魚の適正な検量を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 本要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 漁業許可者とは、宮崎県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可を受けた者をいう。
- (2) 運搬代理人とは、うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針第11の2で定める者をいう。
- (3) 県とは、宮崎県のことをいい、県から委託を受けた者を含む。
- (4) 職員とは、県及び委託先の職員のことをいう。

(検量の予約)

第3条 県は、県検量場への持ち込みについて漁業許可者（運搬代理人を含む）から事前に予約を受け付けることとする。

なお、その方法及び期日は別に定め周知する。

(検量の方法)

第4条 検量は次の手順で実施する。

- (1) 受付
職員は、予約を受け付けた漁業許可者（運搬代理人を含む）が県検量場に来場した際、漁業許可証又は顔写真付き身分証により本人確認を行う。
- (2) 出荷先確認
職員は、漁業許可者（運搬代理人を含む）に対して、漁業許可の条件に基づき、検量場に持ち込んだうなぎ稚魚の出荷先の報告を求める。
- (3) 検量
職員は、漁業許可者（運搬代理人を含む）に指示し、うなぎ稚魚の重量又は尾数を漁業許可者（運搬代理人を含む）自らに測定させ、その結果について確認し、記録する。
- (4) 検量済証の交付
職員は、漁業許可者の所属機関名、氏名、検量日及び重量又は尾数を記載した検量済証を漁業許可者（運搬代理人を含む）に交付し、検量が終了したことを告げる。

(検量における持参品)

第5条 県は、漁業許可者（運搬代理人を含む）が県検量場に来場する際、以下のものを

持参するよう周知することとする。

- (1) 漁業許可証又は顔写真付き身分証
- (2) 検量を受けるうなぎ稚魚
- (3) うなぎ稚魚を保管する容器・包装、飼育水、酸素等の必要な物品
- (4) 県検量場に備え付けの容器、ザル及び刷毛の利用を希望しない場合は、これらの検量に必要な物品
- (5) その他、本人が必要とする物品

(検量の拒否)

第6条 職員は、以下のいずれに該当するときは、漁業許可者（運搬代理人を含む）及びその他の者の検量を拒否することができる。

- (1) 漁業許可者（運搬代理人を含む）が職員の指示に従わないとき。
- (2) 漁業許可者（運搬代理人を含む）による検量の予約がないとき又は検量の予約日時と来場した日時が異なるとき。
- (3) 漁業許可者（運搬代理人を含む）以外の者が来場した場合又は漁業許可申請において申請した運搬代理人と異なる者が来場したとき。
- (4) 漁業許可者（運搬代理人を含む）が出荷先の報告をしないとき。
- (5) 漁業許可者（運搬代理人を含む）の本人確認ができないとき。
- (6) うなぎ稚魚の容器内に他魚種や異物等が多く、うなぎ稚魚の適正な重量を計測することが困難なとき。
- (7) その他、検量を行うことが困難と判断したとき。

(その他事項)

第7条 県検量場での検量実施においては、以下に留意することとする。

- (1) 職員は、うなぎ稚魚の取扱いは行わないこととし、漁業許可者（運搬代理人を含む）が自らの責任で検量を行うこととする。
- (2) 県は、検量場では水、酸素等は準備しない。また、漁業許可者（運搬代理人を含む）が防疫上等の観点から検量場において準備するザル等の物品の使用を希望しない場合、自ら代替の物品を持参させることとする。
- (3) 本検量は、取引における重量又は尾数を保証するものではないこととする。
- (4) 県は、検量に伴いうなぎ稚魚並びに漁業許可者（運搬代理人を含む）及び第三者に生じた損害等について、県による故意又は重大な過失の場合を除き、一切の責任を負わないこととする。
- (5) 県は、本要領に規定する事項について、検量場において周知することとする。

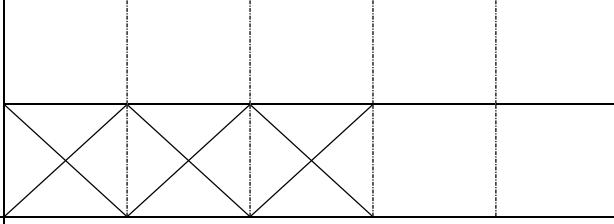
附 則

この要綱は、令和7年9月2日から施行する。

様式

検量済証

下記の漁業許可者が採捕したうなぎ稚魚について、宮崎県うなぎ稚魚検量場において検量を行ったことを証する。

所属機関名					
漁業許可者名					
重量もしくは尾数					
検量年月日	令和 年 月 日				

(発行者)

宮崎県うなぎ稚魚検量場

運営受託者 一般財団法人宮崎県内水面振興センター

(公印省略)

(注意)

- ・漁業許可者は検量後にうなぎ稚魚を販売する際、譲渡し等をする相手方に本検量済証の提示に努めなければならない。
- ・本検量は、取引における重量若しくは尾数を保証するものではない。
- ・うなぎ稚魚並びに漁業許可者及び第三者に生じた損害等について、県（一般財団法人宮崎県内水面振興センターを含む）による故意及び重大な過失の場合を除き、一切の責任を負わない。